

令和7年度(令和6年度実施事業分)主要事業評価シート										No.	8-1
PDCA	主要事業名	固定資産評価替関連事業	部課名	総務部税務課	担当		No.			8-1	
					内線	長谷川	268				
P 総合計画との関係性と予算根拠	総合計画： 5 - 3 - 2 単位施策： 財政運営										
	全体事業期間： 令和 6 年度 ～ 6 年度 全体事業費等： 29,052 千円										
	会計		一般会計		歳出科目： 02.02.02.13.52						
	事業概要等	事業概要： 地方税法349条において、固定資産の評価替えは3年に一度行うことと定められており、このことに基づく次回評価替えである令和9年度に向けた作業及び時点修正等を行う。									
		事業目的： 令和9年度評価替えに向け、適正な時価の評価及び適格な土地の利用状況等の把握を行い、公平で適正な課税を実施する。									
		事業内容： 地番図等作成業務委託、固定資産（土地）評価システム業務委託、標準宅地時点修正率算定委託等を実施する。									
	問題点・ 固定資産の評価は、高い専門性が求められることから、業務の効率化と適正課題等： 化を図るため最新システムや先端技術の活用が必要となる。										
	予算額	主要事業とする理由									
	29,052 千円	評価替えは3年を1サイクルとした基準年度ごとに進めるので、年度ごとに実施する事業が異なり、事業費の増減が見込まれるため。									
	財源内訳	得られる成果									
市費	関係法令等にある必要な手順に沿って、正確で効率的な評価替え作業が実施できる。										
29,052 千円	目標値や目指すべき状態										
国費	令和4年度 令和5年度 令和6年度 単位										
0 千円	適正課税率										
県費	実績値 99.86 99.88 - %										
	目標値 100.0 100.0 100.0 %										
0 千円	実績値										
	目標値										
その他	実績値										
	目標値										
0 千円											
D 得られた成果と実績値	決算額		得られた成果								
	28,180 千円		固定資産の的確な把握により適正かつ公平な課税を行い、市財政における基幹税目として安定した財源を確保することができた。								
			成果指標				令和6年度		単位		
			適正課税率		実績値		99.96		%		
					目標値		100.0		%		
C 課題の整理	事業の評価・課題		B 様々な技術を導入することによって得た情報を、実地調査結果と合わせて活用し、土地の利用形態の変更等現況把握の迅速化を推進した。 家屋の新增改築・家屋取壊し、及び未課税家屋等の課税客体把握等によって住宅特例適用の判定等を実施するなど、家屋担当との連携等協力体制をとることで適正な課税に努めるとともに、厳格なチェックを実施することで、その他のヒューマンエラーについても減少させるよう努めた。								
A 課題の方向性	今後の事業の方向性		改善推進 固定資産の評価は技術性・専門性が高く、知識・経験の継承が必要なことから、専門研修の受講などによって職員個々の能力向上を図るとともに、GIS等の技術活用の幅を広げることで、更なる業務の効率化を推進しつつ適正な課税を実施する。また、人工衛星写真による差分解析等の活用により、地方税法に規定された市内に所在する固定資産の実地調査を実施し、効率的かつ公平な課税を実施する。								
	観点別評価		必要性		有効性		効率性				
			①市の関与の妥当性 妥当		④上位施策への貢献 大きい		⑦コスト削減余地 ある		ある		
		②市民ニーズ -		⑤成果向上の余地 ある		⑧受益者負担適正化余地 -		-			
		③休廃止の影響 大きい		⑥類似事業の有無 ない							

目標項目（予算計上時に作成）

予算見積書で活用

評価項目（決算時に作成）

主要施策の成果報告書で活用

令和7年度(令和6年度実施事業分)主要事業評価シート					No.	8-2	
PDCA	主要事業名	定額減税に係る調整給付事業	部課名	総務部税務課	担当 内線	畑中 269	
P 総合計画との関係性と予算根拠	総合計画： 3 - 1 - 1 単位施策： 地域福祉						
	全体事業期間： 令和 6 年度 ～ 6 年度 全体事業費等： 881,980 千円						
	会計 一般会計 歳出科目： 02.01.12.31.01						
	事業概要等	事業概要： 物価高騰に対応し可処分所得を増やすことを目的として、令和6年度に実施する定額減税（※）について、減税しきれない方に対し、調整給付として1万円単位で差額を支給するもの。 ※定額減税：1人4万円×（本人＋扶養家族）（所得税3万円、住民税1万円）					
		事業目的： 市民の生活・暮らしを経済的に支援するため。					
		事業内容： 定額減税による減税対象額が実際の減税額に満たない（しきれない）方に対し、1万円単位で差額を給付する。					
		問題点・ 支給対象者の抽出および調整給付額の計算に慎重を期すと共に、正確かつ迅速に給付する必要がある。					
	予算額	主要事業とする理由					
	881,980 千円	定額減税の効果を全ての対象者に公平に行き渡らせ、物価高騰に対応し可処分所得を増やすことにより、市民の経済的負担の軽減および地域の活性化に資するものであるため。					
	財源内訳	得られる成果					
市費 0 千円	市民の生活・暮らしにおける経済的な負担を軽減する。						
国費 881,980 千円	目標値や目指すべき状態						
県費 0 千円	支給対象者の抽出および給付額の計算に慎重を期すと共に、正確かつ迅速に給付を行う。						
その他 0 千円							
D 実績値 得られた成果と	決算額	得られた成果					
	779,600 千円	課税データを元に対象者を抽出し、全員に案内を発送した。また、専用窓口やオンライン申請フォームを設置し、問合せや書類不備に都度対応することで、確認書提出から2～3週間以内に給付を行うことができた。					
		成果指標					
C 課題の整理	事業の評価・課題	調整給付は、納税額が低い低所得者層および扶養家族の多い方が主な対象者であることから、所得格差や世帯状況による減税効果の偏りを是正し、公平性を確保すると共に、物価高騰に対する直接的な経済的支援を実施することができた。					
		B					
A 課題の方向性 今後の事業の方向性	今後の事業の方向性	終了					
	観点別評価	必要性		有効性		効率性	
		①市の関与の妥当性	妥当	④上位施策への貢献	－	⑦コスト削減余地	ない
		②市民ニーズ	－	⑤成果向上の余地	ない	⑧受益者負担適正化余地	ない
	③休廃止の影響	小さい	⑥類似事業の有無	ない			

目標項目（予算計上時に作成）

予算見積書で活用

評価項目（決算時に作成）

主要施策の成果報告書で活用

令和7年度(令和6年度実施事業分) 主要事業評価各課総括表・2次評価表

2次評価者

総務部税務課

総務部長 伊藤 奈美

整理No	主要事業名	事業の評価・課題		今後の事業の方向性	
		自己評価	評価内容	方向性	内容
8-1	固定資産評価替関連事業	B	様々な技術を導入することによって得た情報を、実地調査結果と合わせて活用し、土地の利用形態の変更等現況把握の迅速化を推進した。 家屋の新增改築・家屋取壊し、及び未課税家屋等の課税客体把握等によって住宅特例適用の判定等を実施するなど、家屋担当との連携等協力体制をとることで適正な課税に努めるとともに、厳格なチェックを実施することで、その他のヒューマンエラーについても減少させるよう努めた。	改善推進	固定資産の評価は技術性・専門性が高く、知識・経験の継承が必要なことから、専門研修の受講などによって職員個々の能力向上を図るとともに、GIS等の技術活用の幅を広げることで、更なる業務の効率化を推進しつつ適正な課税を実施する。また、人工衛星写真による差分解析等の活用により、地方税法に規定された市内に所在する固定資産の実地調査を実施し、効率的かつ公平な課税を実施する。
8-2	定額減税に係る調整給付事業	B	調整給付は、納税額が低い低所得者層および扶養家族の多い方が主な対象者であることから、所得格差や世帯状況による減税効果の偏りを是正し、公平性を確保すると共に、物価高騰に対する直接的な経済的支援を実施することができた。	終了	
課等長	1次評価（令和6年度の総括評価）				
B	固定資産評価関連事業については、長期的かつ安定的な税収の確保を図るため、限られた人員の中で適正かつ公平な課税を行い、税務課が直面する課題の解決に向け積極的に取り組んできた。 固定資産税における土地については、税制改正も注視しつつ、評価替事務等について次回評価替基準年度である令和9年度に向けた補正等の確認を実施するなど、適切に対応している。 それ以外には、GISや登記電子データを活用して評価業務の適正化と効率化を進めることができ、業務の早期着手等により、更なる業務の効率化や平準化に努めた。 定額減税に係る調整給付事業については、国の地方創生臨時交付金を活用する中で、オンライン申請の導入や公金受取口座の活用など、対象者の申請に係る負担を軽減すると共に、効率的な事業運営を行うことができた。				
部等長	2次評価（令和6年度の総括評価並びに今後の方針及び指示事項）				
B	固定資産税は、広く存在する固定資産を課税客体とし、その保有と市町村の行政サービスとの間の受益関係に着目して課税される財産税であり、税源の偏在性が小さく安定的な市財政における基幹税目である。市民が安心して暮らせる行政サービスを提供するため、長期的かつ安定した税収の確保に努めることが、多様化する市民ニーズに応えるためには不可欠である。また、法令等に従って適正かつ公平に課税するとともに、説明責任についても果たしていくことが、市民から信頼される税務行政である。 その為、固定資産税においては、常日頃から、適正な課税事務を実施するための新たな技術を導入していくことが不可欠となる。 今後も、持続的な適正かつ公平な課税に向けた課税客体の捕捉と税制改正への取り組みは必要となるため、常に課題抽出への意識を持つことと、それを克服するための新しい技術や手法の模索を継続することに加え、積極的な技術習得及び対応に努めることが重要と考える。 定額減税に係る調整給付事業については、減税施策の公平性を確保すると共に、物価高騰に係る市民の経済的負担の軽減に資することができたと考える。				